

第1節 地域福祉

現状・課題

- ☆私たちが住む地域には、男性も女性も、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、さまざまな人たちが共に生活していますが、個人の価値観の多様化などを背景に、地域の人々の関わりやつながりが希薄化している傾向にあります。
- ☆その一方で、高齢化や世帯の縮小に伴って、かつてあったような地域住民による支え合い・助け合いの仕組みが重要性を増しています。
- ☆このため、地域に住む誰もが生き生きとした生活を送ることを目指し、地域住民それぞれが自立することを基本としながらも、共助の精神を大切に、行政や事業者が提供するサービスと、地域住民が行う見守り・助け合いなどの地域活動やボランティア活動を組み合わせ、一体的に地域福祉を進めていくことが必要になっています。

施策の展開

1. 地域福祉活動の充実

(1) 活動に対する支援

- 社会福祉協議会の運営を支援し、ボランティア活動などへの参加促進を図ります。
- 民生委員児童委員の活動支援を継続します。

(2) ネットワークづくりの推進

- 地域コミュニティの形成・再生に向けた自治会の連携を推進します。

2. 地域福祉推進体制の強化

(1) 福祉意識の高揚

- 住民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上および必要性の周知を図ります。

(2) 団体の育成支援

- 住民参加による地域福祉活動を推進するため、関係団体などと連携し、NPO法人やボランティア団体の育成や支援を継続します。

(3) 福祉教育の推進

- 子どもたちの福祉意識の醸成のため、自治会や社会教育部門と連携し、活動体験機会の充実を図ります。

3. 福祉環境の充実

(1) ユニバーサルデザイン*の推進

- 公共施設などの整備にあたっては、誰もが安心して快適に過ごせるまちづくりを目指して、ユニバーサルデザインの取り組みを推進します。

(2) 緊急時の体制整備

- 急病時や災害などの緊急時に、迅速に高齢者世帯や障がいのある人に対応できるよう、緊急通報システムを活用するなど、体制の充実を図ります。

4. 低所得者への相談・支援などの充実

(1) 相談機能の充実

- 自治会や民生委員児童委員と連携し、支援などを必要とする世帯の早期把握に努めるとともに、社会的自立を助長するため、相談機能の充実に努めます。

(2) 自立援助体制の充実

- 低所得者に対する資金貸付制度・相談・助言により、生活の安定と自立を支援するとともに、事例に対応した相談機関との連携を図ります。

*ユニバーサルデザイン～すべての人にとって使いやすい建物や環境などを構想し、設計すること。

第2節 高齢者福祉

現状と課題

- ☆平成28年3月末現在の本町の高齢化率は約36%で、年々その割合が増加しており、高齢者が地域の中で、豊かな経験と知識を生かし、積極的に役割を果たしていくことが重要となってきました。また、高齢者の閉じこもりを防止するためには、生きがいを持ち、就労や趣味、地域との交流などさまざまな社会活動に参加することが有効と考えられます。
- ☆高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立して暮らし続けることができるような地域社会としていく「地域包括ケアシステム*」を推進する必要があります。

施策の展開

1. 福祉サービスの充実

(1) 在宅サービスの充実

- 在宅サービスの点検を行い、利用者ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

(2) 高齢者世帯への支援

- 高齢者世帯が安心して暮らせるよう、日常生活の困りごとを解決できる仕組みづくりを進めるなど、生活支援体制の充実に努めます。

(3) 高齢者向け住まいの充実

- 将来的なニーズや介護保険料設定への影響を考慮した中で、高齢者向け住まいの充実に努めます。

2. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 関係団体とのネットワークづくり

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での支え合い活動を関係機関・団体などと連携して推進します。

(2) 医療と介護の連携

- 包括的な医療・介護のサービス提供体制と支援策を検討し、推進します。

(3) 高齢者の権利擁護

- 高齢者への虐待を防止し、権利を守るための相談窓口の充実に努めます。

3. 社会参加の促進

(1) 地域活動への参加

- 社会福祉協議会などと連携し、地域活動への参加啓発や高齢者が地域の中で豊かな経験と知識を生かすことができる仕組みづくりを推進し、高齢者の参加を促進します。

(2) 自主的活動への支援

- 老人クラブ活動などの高齢者の自主的な活動の支援を継続します。

(3) 就労機会の確保

- 高齢者勤労センターなどの事業を促進し、高齢者の就労機会の確保に努めます。

4. 高齢者に優しい環境づくり

- 高齢者が安心して快適に地域社会で暮らしていけるよう、高齢者の視点に立った優しいまちづくりを推進します。

*地域包括ケアシステム～団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム。

第3節 障がい者福祉

現状と課題

- ☆本町の障がいのある人の人数は、身体に障がいのある人が減少傾向にあり、知的障がいのある人および精神障がいのある人は、ほぼ横ばいとなっています。また、障がいのある人の地域生活への移行を希望する人が増加し、障がい福祉サービスや医療的ケア、コミュニケーション支援など、障がいのある人とその家族のニーズは多様化しています。
- ☆障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、サービス提供体制の充実や相談支援専門員などの人材確保や資質向上が求められています。
- ☆障がいのある人の自立や社会参加の促進を図るため、教育や障がい特性に応じた就労支援などのきめ細やかな支援の充実が求められています。
- ☆乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見し、それらの子どもに対しては、身近な地域に必要な療育や相談・指導を行う支援体制の充実が求められています。

施策の展開

1. 障がい児支援の充実

(1) 子どもの障がいの早期発見、早期対応

- 乳幼児の障がいの早期発見に努めます。
- 早期対応を図るため、療育病院や子ども総合支援センターなど療育に関わる専門機関と連携しながら、適切な相談・指導に努めます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

- 子育て支援センターや認定こども園、学校などの関係機関と連携して、切れ目なく支援を受けられる体制の充実を図ります。

2. 障がいのある人への地域生活支援

(1) 相談支援体制の充実

- 障がいのある人（児）やその家族や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用について支援します。

(2) 障がい福祉サービスの充実

- 既存の在宅サービスの有効活用、生活の場の確保など、障がい福祉サービスの充実を図ります。

(3) 障がい者施設との連携

- NPO法人*が町内で運営する障がい者施設と連携し、障がいのある人が安全・安心に活動できる体制の充実を図ります。

(4) 広域的な支援体制の充実

- 既存の在宅サービスを活用しても地域での生活が困難な場合には、より専門的に障がいのある人の生活や就労の相談に対応する障がい者総合相談支援センターや障がい者就業・生活支援センターなどの相談機関と連携し、広域的な支援体制の充実を図ります。

3. 社会参加の促進

(1) 雇用・就労支援

- 町内にあるNPO法人と連携し、雇用の促進や就労に関する相談支援の充実を図ります。

(2) 自主活動の推進

- 障がいのある人の自主活動などを通じた社会参加の促進を図ります。

(3) 団体活動への支援

- 障がいのある人の団体活動への支援を図ります。

*NPO法人～営利を目的としない民間の組織や団体。

第4節 保健・公衆衛生

現状と課題

- ☆医療技術の進展により、平均寿命は年々延びています。高齢化に伴う社会構造や疾病構造も変化しており、医療に対するニーズも多岐にわたり増加しています。
- ☆食生活や生活環境の改善、医学・医療の進歩などにより、平均寿命が延びる一方で、さまざまな疾病や障がいも増えています。住民一人一人が健康づくりの意識と取り組みを実践していけるよう支援を進める必要があります。
- ☆ストレスによる心の不調を起因とした社会生活への不適應やうつ病、心身症などの健康問題の対策が求められています。
- ☆本町の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が約6割を占めており、重症化や合併症により要介護状態となる人が増えています。住民が自分の健康を管理しやすい環境づくりが必要です。
- ☆新型インフルエンザなど新たな感染症の発生や流行に備え、体制整備が必要です。

施策の展開

1. 健康づくりの推進

(1) 健康増進計画の推進

- 住民の健康課題を明確にし、地域特性に応じた健康づくりの取り組みを推進します。
- 乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージ*に応じた健康づくりの取り組みを推進します。

(2) 協働による健康づくり

- 住民が健康づくりに取り組むことができるよう、個人・地域・行政の役割の明確化、連携の強化を図り、社会全体として個人の健康を支え、守る取り組みを推進します。

(3) 「食育」の推進

- 家庭や地域と連携し、食育に関する情報提供や実践に向けた取り組みを推進します。

2. 保健事業の推進

(1) 特定健診・特定保健指導の推進

- 生活習慣病の発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防に重点を置いた活動を推進します。

(2) 健康診査・保健指導などを受けやすい環境づくり

- 特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診などの健診体制や保健指導などの相談体制の充実を図り、住民が自分自身の健康を管理しやすい環境づくりを推進します。

3. 歯科保健対策の推進

(1) 乳幼児・学童期歯科保健の充実

- 認定こども園や小学校におけるフッ化物洗口や妊娠期、乳幼児期から歯科保健を推進します。

(2) 成人歯科保健の充実

- 成人の歯周病の早期発見や予防のための歯科相談を実施するほか、8020 運動*を推奨するなど成人歯科保健対策を推進します。

4. 感染症対策の充実

(1) 感染症の予防

- 感染症に関する適正な情報提供に努め、予防接種の推進を図ります。

(2) 危機管理体制の整備

- 新型インフルエンザなど新たな感染症に対応するため、庁内の管理体制を整え、関係機関との連携や情報収集を積極的に推進します。

5. 難病対策の充実

Ⅲ 基本計画

第3章 いつまでも「健康」に暮らせるまちづくり

○関係機関と連携し、難病に関する相談支援や在宅サービスの充実を図ります。

6. 精神保健対策の充実

○関係機関と連携し、精神保健に関する正しい知識や理解についての普及啓発と相談体制の充実に努めます。

*ライフステージ～人間の一生における乳幼児期、学童期、思春期、青年期、中年期、初老期、高齢期などのそれぞれの段階。

*8020（ハチマルニイマル）運動～厚生労働省と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

第5節 医療

現状と課題

- ☆今後、団塊の世代が高齢期に入り、医療・介護サービスの需要が大きく増大することが見込まれている中、在宅医療の確保や地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。
- ☆本町には、医院1か所、歯科医院2か所の医療機関がありますが、小児科や眼科、精神科などの診療を受けることができないため、町外への通院が必要となります。
- ☆後期高齢者医療制度においては、被保険者数の増加に伴い医療費も増加しています。一方で、保険料を軽減する低所得世帯が増加し、財政負担も増しています。
- ☆国民健康保険事業は、少子高齢化や後期高齢者医療制度の導入などにより被保険者数が減少している一方で、医療の高度化などにより1人当たりの医療費が増加しており、一般会計からの財源補てんが続くなど厳しい財政状況に陥っています。
- ☆国民健康保険事業については、平成30年度からは町と北海道が共同保険者となるため、町としては特定健康診査受診率の向上や生活習慣病の重症化予防の促進、保険税の収納率の向上などを図るとともに、北海道との連携強化を進める必要があります。

施策の展開

1. 地域医療体制の充実

(1) 医療機関との連携

- 住民が安心して身近な地域で医療を受けられるよう、広域的に医療機関などと連携し、地域医療、診療体制の充実を図ります。

(2) 広域医療体制の整備促進

- 関係機関と連携し、保健・医療に関する広域的な問題に対応するため、広域医療体制の整備を促進します。

2. 包括的な医療の推進

- 保健、福祉、介護、医療が連携した総合的な医療を推進します。

3. 医療保険制度の周知・啓発

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度への住民の理解を深めるため、広報紙やリーフレットなどを活用し、制度の周知に努めます。

4. 医療保険制度の適正な運用

(1) 生活習慣病対策

- 健康維持と医療費の抑制を図るため、特定健診・特定保健指導などにより、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療・重症化予防に努めます。

(2) 医療費の適正化

- 医療費の適正化を図るため、適正な受診指導を推進するほか、レセプト*点検の強化や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推奨に努めます。

(3) 収納率向上対策

- 滞納者への短期証などの交付により相談機会を増やしたり、保険税などの納付意義の周知により納付意識の高揚に努めることで収納率の維持・向上を図ります。

*レセプト～診療報酬請求明細書の通称。

第6節 介護保険

現状と課題

- ☆平成27年4月の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、予防給付の見直しと地域支援事業の充実が図られることとなりました。
- ☆介護保険サービスの利用者は今後も増加することが予想されます。より効率的で地元に密着した質の高いサービスを提供できるよう、地域の社会資源のバランスを考慮した介護保険サービスの基盤整備が必要となっています。
- ☆要支援者には、介護予防訪問介護などのサービスに加えて、住民が主体となった生活支援など多様なサービスを展開していくことが求められているため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していくことが必要です。

施策の展開

1. 介護保険サービスの提供

- 高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を徹底し、「訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた介護保険サービスを提供します。

2. 相談窓口体制の充実

- 高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した生活支援コーディネーターおよび協議体の配置を促進し、高齢者とその家族の支援を包括的に担う地域包括支援センターの充実を図ります。

3. 健康づくりと介護予防の推進

- 高齢者の活動的で自立した生活を支援するため、それぞれの状態にあった健康づくりと介護予防事業を推進し、保健・福祉・医療との連携強化を図ります。
- ボランティアなどの活動を支援するなど、住民主体の通いの場づくりの推進に努めます。

4. 地域支援体制整備の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を目指し、認知症地域支援推進員の配置を促進するなど、支援体制の整備およびサービスの充実に努めます。

5. 健全な事業運営

- 保険給付の適正化を図り、制度への理解を求めて保険料の収納確保に努めるとともに、低所得者の保険料や利用者負担対策については、他施策と連携して検討します。